



移植医療の歴史

日本の移植医療の歩み

1960年代、諸外国で移植医療が行われ始めたのと同時期に日本の移植医療もスタートを切りました。世界初の心臓移植の翌年に札幌医大の医師による日本初の心臓移植が行われました。これが発端となり、脳死と移植医療に対する国民の強い不信感が生まれたといわれ、その後の日本での移植医療は停滞してしまいました。

1980年には、心臓が停止した死後の角膜と腎臓の提供を可能とする「角膜と腎臓の移植に関する法律」が施行されましたが、脳死下での提供による心臓や肺などの移植の必要性が高まり、1997年10月16日に、脳死下の臓器提供を可能にする「臓器の移植に関する法律（臓器移植法）」が施行されました。

しかし、この臓器移植法は、脳死下で臓器を提供する場合、本人の書面による意思表示（遺言の可能年齢に準じて15歳以上を有効とする）と家族の承諾を必須とするなど、世界でも類を見ない厳格な法律で、脳死下の臓器提供は増えませんでした。

また、15歳未満の子どもからの臓器提供が不可能であることから、事実上、日本では子どもへの心臓移植や肺移植などの道が閉ざされることとなり、海外渡航移植に頼らざるを得ない状況が続きました。

世界のどの国においても臓器提供は足りておらず、2008年の国際移植学会で「移植が必要な患者の命は自国で救う努力をすること」という主旨のイスタンブール宣言が出されたことで、海外渡航移植に頼っていた日本でも臓器移植法の改正に拍車がかかり、2009年に改正臓器移植法が成立し、2010年7月に全面施行となりました。

日本	年代	海外
1956年 新潟大学で急性腎不全の患者に一時的に腎臓を移植	1950年代	1954年 アメリカで世界初の腎臓移植
1964年 東京大学で慢性腎不全の患者に初の本格的生体腎臓移植 千葉大学で初の肝臓移植 1968年 札幌医科大学で初の心臓移植（和田心臓移植）	1960年代	1963年 アメリカで世界初の肝臓移植 世界初の肺移植 1967年 南アフリカで、世界初の心臓移植
	1970年代	1978年 欧州評議会「人体物質の抽出および移植に関する加盟国の国内法令の統一に関する決議」
1980年 「角膜及び腎臓の移植に関する法律」施行 1983年 厚生省「脳死に関する研究班」発足 1985年 厚生省脳死判定基準「竹内基準」発表 1989年 島根医科大で初の生体部分肝移植	1980年代	
1990年 臨時脳死及び臓器移植調査会（脳死臨調）設置 1994年 臓器移植法案国会に提出 1995年 社団法人日本腎臓移植ネットワーク発足（4月） 1996年 国会解散のため臓器移植法案廃案（9月） 臓器移植法案を再提出（12月） 1997年 「臓器の移植に関する法律」成立（6月） 臓器移植法施行（10月） 社団法人日本臓器移植ネットワーク発足（10月） 1999年 臓器移植法施行後、初の脳死ドナーからの臓器移植実施（2月）	1990年代	1991年 WHOより「臓器移植に関する指導指針」（5月）
2009年 「臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律」成立・公布 2010年 改正臓器移植法の一部が施行（1月17日） 改正臓器移植法の全面施行（7月17日） 初の家族承諾のみでの脳死下臓器提供実施（8月） 2011年 初の15歳未満の脳死下臓器提供実施（4月） 改正法に基づいた初の親族への臓器の優先提供実施（5月） 2012年 初の小児脳死判定基準を適用した6歳未満の脳死下臓器提供実施（6月） 2013年 公益社団法人日本臓器移植ネットワークとして認可（4月）	2000年代	2008年 国際移植学会で「イスタンブール宣言」制定（トルコのイスタンブールサミット） 2010年 WHOで臓器移植に関する新指針が採択（5月）

改正臓器移植法における変更点

2010年7月17日に「改正臓器移植法」が全面施行され、本人の意思が不明な場合にも、家族の承諾があれば脳死下の臓器提供ができることとなりました。このことにより、15歳未満であっても脳死下の臓器提供が可能となり、小さなからだの子どもたちの心臓や肺の移植の道が開かれました。また、死後に臓器を提供する意思に併せて親族に優先的に提供できる意思を書面により表示できるとした「親族優先提供」も2010年1月17日に施行されました。



脳死下での提供が可能に



脳死下での15歳未満の提供や親族優先提供が可能に